

副本

令和6年(ワ)第134号 自衛隊名簿提供違憲訴訟

原告

被告 奈良市 ほか1名

被告奈良市第2準備書面

令和6年11月29日

奈良地方裁判所民事部合議1係 御中

被告奈良市訴訟代理人

山形 康 代

和田 代

若林 直樹 代

小野 夏海 代

被告奈良市指定代理人

西脇 伸幸 代

酒井 悠奎 代

奥野 彰久 代

河野 大樹 代

岸野 友子 代

前田 真 代

佐竹信哉



被告奈良市は、本準備書面において、2024年（令和6年）10月7日付け原告の第4準備書面（以下「原告第4準備書面」という。）の各求釈明事項につき、必要と認める限度で回答する。

なお、同日付け原告の第3準備書面（以下「原告第3準備書面」という。）は、訴状記載の請求の原因第5の1及び2（12ないし14ページ）についての主張が補充されたものであるところ、訴状記載の上記部分に対する認否（被告奈良市答弁書5ページ）においても明らかにしたとおり、同部分については認否の要を認めず、原告第3準備書面についても、同様に認否の要を認めない。

また、略語等は、本書面で新たに定めるもののほかは、従前の例による。

1. 本件提供行為に係る日付の特定について（原告第4準備書面第2の1（4及び5ページ））

(1) 求釈明事項

被告奈良市は、本件提供行為の日付の特定を求める原告の求釈明に対し、「奈良地本に対して本件提供行為をした時期について、令和5年2月との限度で把握しており、現時点で具体的な日付の特定は困難である。」と回答した（令和6年9月30日付け被告奈良市第1準備書面（以下「被告奈良市第1準備書面」という。）第4の1(2)（13及び14ページ））。

これに対し、原告は、「被告奈良市は奈良地本に対して本件提供行為をした当事者であり、日付の特定ができないことはあり得ない。」とし、「遅延損害金を変更するかどうかに関わる重要な事実であり、改めて、本件提供行為をしたのが2023年2月の何日であったのか回答を求める」旨再度の求釈明を申し立てている。

(2) 被告奈良市の回答

本件名簿については、被告奈良市の職員が、奈良地本に提供する本件名簿を事前に準備し、奈良地本にその旨通知した上で、奈良地本の職員に直接交

付しているところ、現時点では、その具体的な提供日を特定し得る資料が確認できないため、既に回答済みの「令和5年2月」という以上に具体的な提供日の特定は困難である。

2 被告奈良市が奈良地本に対し、未成年者の個人4情報を提供した点について
(原告第4準備書面第2の2(5ページ))

(1) 求釈明事項

原告は、「2023年2月に被告奈良市が奈良地本に対して提供した名簿のうち、出生年月日が2005年4月2日から2006年4月1日の募集対象者については、全て未成年(16歳または17歳)であることを認識していたか、回答されたい」旨申し立てている。

(2) 被告奈良市の回答

2023年(令和5年)2月時点で、出生年月日が2005年(平成17年)4月2日から2006(平成18年)年4月1日までの者は、未成年者(16歳又は17歳)であり、被告奈良市はこのことを認識していた。なお、令和5年2月に被告奈良市が奈良地本に対して提供した名簿のうち、未成年者である上記募集対象者の中に、原告が含まれていたことは認める。

3 自衛隊法97条1項の「自衛官」の意義等について(原告第4準備書面第2の3(5及び6ページ))

(1) 求釈明事項

被告奈良市は、「自衛官」の意義等に関する被告奈良市の認識を問う原告の求釈明に対し、「被告奈良市の「自衛官」の認識が、…本件の争点とどのように関係するのかが不明であるため、回答の要を認めない。」と回答した(被告奈良市第1準備書面第4の2(2)イ・15ページ)。

これに対し、原告は、「自衛隊法97条1項の「自衛官」とは何かということ、住民基本台帳の個人4情報を本人の同意なく提供してよいかという実質的な違法性判断の上で必要不可欠である」として、自衛隊法97条1項

の「自衛官」の意義に係る被告奈良市の認識について、再度の求釈明を申し立てている。

(2) 被告奈良市の回答

原告が、本件におけるいかなる主張を前提として上記求釈明をしているものかは、原告第3準備書面の記載を踏まえても判然とせず、これまでに述べたとおり、被告奈良市の本件提供行為が国賠法1条1項の適用上違法かどうかという本件の争点と関連性がないことから、回答の要を認めない。

以上